

## 豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金事業実施要綱

### (目的)

第1条 介護保険サービスや障害福祉サービス提供事業所に対して、新型コロナウイルス感染症の影響下において、高齢者並びに障害者等への安定的なサービスが継続できるよう、新型コロナウイルス感染症に起因した失業や減収に至った人や、潜在的な介護人材を新規に雇用したサービス提供事業所等を支援する。またサービス提供事業所が一時的に雇用した人を長期雇用し、その人が介護業務に従事するために必要な資格取得を支援するもので、一時的雇用の段階から制度終了後の雇用不安の軽減とともに、介護人材確保を図ることを目的とする。

### (対象事業所)

第2条 本事業の対象は、次のいずれかの要件を満たす事業所（以下「サービス提供事業所」という。）とする。

- (1) 豊中市内に事業所を持ち、豊中市が指定しているサービス提供事業所のうち、別表1に該当する事業所
- (2) 地域包括ケアシステム豊中モデルの構築に関係し、特に市長が認める事業所

### (事業内容)

第3条 サービス提供事業所が新たに職員を雇用する場合、1事業所につき別表1のサービス種類ごとに豊中市民2名を上限として、豊中市から第8条第1号及び第2号に定める支援金の交付を受けることができる。支援金の対象期間については雇用開始日から2月を経過する日もしくは令和5年3月31日のいずれか早い日までとする。また、この事業を活用して新たに雇用された職員（以下「雇用対象者」という。）を長期雇用し、その雇用対象者が介護業務に従事するために必要な資格を取得する場合、豊中市は1事業所につき別表1のサービス種類ごとに豊中市民2名を上限として第8条第3号に定める支援金を交付する。

2 前項の雇用対象者は、サービス提供事業所が令和4年4月1日以降に雇用を決定し、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 介護経験や資格を持つ潜在介護人材等
- (2) 新型コロナウイルス感染症に起因した失業や減収に至った人で、早期に増収、就労が必要な人（介護に係る経験、資格は問わない）

### (事業実施期間)

第4条 第8条に定める支援金の交付対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、事業を延長する場合はその期間について豊中市が別に定める。

(雇用対象者の従事業務)

第5条 サービス提供事業所は、雇用対象者を介護補助や運転業務、調理業務など、当該事業所が福祉サービス提供の継続に必要と判断できる業務に従事させる。

(雇用対象者の勤務時間)

第6条 第8条第1号及び第2号に定める支援金の交付対象となる期間中は、雇用対象者の一日当たりの勤務時間は4時間以上の範囲でサービス提供事業所が設定し、週の勤務時間は20時間以上とすることとする。

(雇用対象者の報酬)

第7条 サービス提供事業所は、第8条第1号及び第2号に定める支援金の交付対象となる期間中に雇用対象者に対して大阪府における最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額以上を支払う。

2 サービス提供事業所は雇用対象者に対して前項の金額を、原則日払いまたは週払いで支給するよう努める。

(支援金)

第8条 豊中市はサービス提供事業所に対して、以下の支援金を交付する。

- (1) 雇用対象者への報酬に対する支援金（雇用報酬支援金）として1人につき勤務1時間ごとに1,000円（1日につき7時間を上限とする）
- (2) 事業所の雇用に伴う社会保険料や交通費等の実費経費への支援金（実費経費支援金）として雇用対象者1人につき日額2,000円を上限とする額
- (3) 長期雇用した雇用対象者が介護業務に従事する上で必要な資格を取得するためにかかった費用への支援金（資格取得支援金）として1人につき上限50,000円

(人材登録申込及び登録決定)

第9条 サービス提供事業所は、雇用対象者の採用日から30日以内（雇用日から起算し、豊中市の閉庁日は除く）もしくは令和5年3月31日のいずれか早い日までに「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金人材登録申込書（様式第1号、様式第1号別紙）」に雇用対象者への採用通知を付して法人毎に豊中市に提出する。資格取得支援金の交付を申し込む場合、「資格取得支援金登録申込書（様式第6号）」も併せて雇用対象者毎に豊中市に提出する。

2 豊中市は前項の「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金人材登録申込書（様式第1号）」を審査し適当と認めるときは「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金人材登録決定通知書（様式第2号）」を交付する。また前項の「資格取得支援金登録申込書（様式第6号）」においても同様に適当と認めるときは「資格取得支援金申込完了通知書（様式第7号）」を交付する。

3 第1項の申込については、予算の範囲内で先着順とする。

(支援金交付申込及び交付決定)

第 10 条 サービス提供事業所は、「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金交付申込書(様式第 3 号、様式第 3 号別紙)」を各雇用対象者の支援対象終了月の翌月 15 日もしくは令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに豊中市に提出する。但し、サービス提供事業所から予め申出があり豊中市が週単位等での交付が必要と認めた場合はこの限りではない。また資格取得支援金を交付申込する場合、「資格取得支援金交付申込書(様式第 8 号)」に研修の領収書の写し及び研修の修了を証する書類の写しを付して、令和 5 年 3 月 31 日までに豊中市に提出する。

2 豊中市は前項の提出を受けて必要な審査を行い、適当と認めたときは予算の範囲内において交付を決定し、サービス提供事業所に「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金交付決定通知書(様式第 4 号)」を交付する。また前項の「資格取得支援金交付申込書(様式第 8 号)」の提出を受けて申込が適当と認めたときは「資格取得支援金交付決定通知書(様式第 9 号)」を交付する。

3 サービス提供事業所は、前項に基づき「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金請求書(様式第 5 号)」を豊中市に提出する。また資格取得支援金を請求する場合、「資格取得支援金請求書(様式第 10 号)」を令和 5 年 4 月 14 日までに豊中市に提出する。

4 豊中市は、請求のあった日から 30 日以内にサービス提供事業所の指定口座に支援金を支払う。

(交付決定の取消)

第 11 条 豊中市は、第 9 条及び第 10 条の規定により交付決定を受けた事業所が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により支援金を受けたとき
- (2) この要綱で付した条件に違反したとき
- (3) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき

(禁止事項)

第 12 条 サービス提供事業所は、雇用にあたっては暴力団や反社会的勢力等の排除に十分に注意すること。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は豊中市福祉部長が定める。

附則

1. この要綱は令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
2. この要綱は令和 2 年 5 月 18 日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

3. この要綱は令和 2 年 5 月 25 日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。
4. この要綱は令和 2 年 6 月 15 日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。
5. この要綱は令和 2 年 9 月 24 日から施行し、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。
6. この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の期間における豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金事業については、なお従前の例による。

7. この要綱は令和 3 年 5 月 19 日から施行する。

ただし、雇用対象者の採用日が令和 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日である場合については、第 9 条中「令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い日」を「令和 3 年 6 月 30 日のいずれか遅い日」と読み替え、第 10 条中「令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い日」を「令和 3 年 7 月 15 日のいずれか遅い日」と読み替えるものとする。

8. この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の期間における豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金事業については、なお従前の例による。

9. この要綱は令和 4 年 10 月 13 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。